



月刊税理士事務所チャンネル

CHANNEL

2021
6
No.478

シリーズ企画

電子契約サービスの隆盛……………2

事務所訪問

堀内一雄税理士事務所……………6

エヌエヌ生命保険株式会社との業務提携推進について
ミロク会計人会連合会 会長 金子 秀夫……………9

東京会企画

ワインを通して知る

「葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—」の魅力……………10

ミロク会計人会のミロク……………13

業界ウォッチャーのトレンド情報NOW……………14

ミロクシステムQ&A

『給与計算』……………15

会計人のリレーエッセイ

東京ミロク会計人会 鈴木 正芳……………19

電子契約サービスの隆盛

政府による押印廃止プロジェクトの推進などが追い風となり、オンライン上の電子契約サービスが隆盛しています。

ペーパーロジック(株)が展開するクラウドサービスもその一つです。

そこで、同社の代表取締役社長 兼 CEOであり、公認会計士・税理士でもある横山 公一氏に、

電子契約サービス市場の現状や利用時の注意点などについて語っていただきました。

コロナ禍で拡大中の 電子契約サービス



横山 公一 氏

ペーパーロジック株式会社
代表取締役社長 兼 CEO、
公認会計士・税理士

1967年生まれ。90年学習院大学法学部卒業。91年監査法人トーマツ入所。99年に青山総合会計事務所を創業し、代表パートナーとして取扱ファンド数を1500件、管理資産額を4兆円にまで拡大させる。現在はペーパーロジック(株)にて電子契約サービスをはじめとした生産性の向上やペーパーレス化に尽力している。

私は今から30年ほど前に監査法人トーマツのトータルサービス部に所属し、監査業務や株式公開支援業務、顧問先のABS※1発行の会計税務などに携わっていました。当時、クライアントとの書類のやりとりはファックスが主流だったので、毎日、膨大な件数のやりとりを紙で行っていました。現在は電子契約サービスを展開していますが、その背景に当時の経験を反面教師としているところがあるように思います。

その後、私は1999年に創業メンバーとして金融特化型会計事務所(青山総合会計事務所)を立ち上げ、同事務所は1500件の取扱ファンドと3兆円の管理総額の規模に成長しました。ですが、振り返ってみると、当時もやはり業務の中心となっているのは

紙とハンコでした。最盛期には合計250名ほどの職員で約1500件のプロジェクトを回していましたが、心のどこかで紙とハンコに追われ続ける日々には違和感を覚えていました。

そうした中、私は2011年に現在のペーパーロジック(株)の前身の会社を立ち上げ、ITによる業務効率化に取り組み始めました。そして、16年には電子契約サービスが確実に拡大していくことを確信するとともに、電子契約サービスを普及させていくには公認会計士・税理士としての知見が必要だと確信。青山総合会計事務所の経営から離れ、ペーパーロジックの業務に集中することにしました。

といっても、正直なところ、数年は思うようにサービスが拡大していきませんでした。転機となったのはコロナ禍です。政府がテレワークを推進したり、脱ハンコを推進したりする中

で、多くの企業が電子契約サービスを前向きに検討しはじめ、当社にも多くの問い合わせが舞い込んでくるようになりました。実際、コロナ禍を境にして、問い合わせに関しては20〜30倍ほど増えている状態です。現在は中小企業・小規模な事業者での導入が進んでいる印象ですが、これからは大手をはじめとした中規模以上の企業においても普及が進むものとみています。

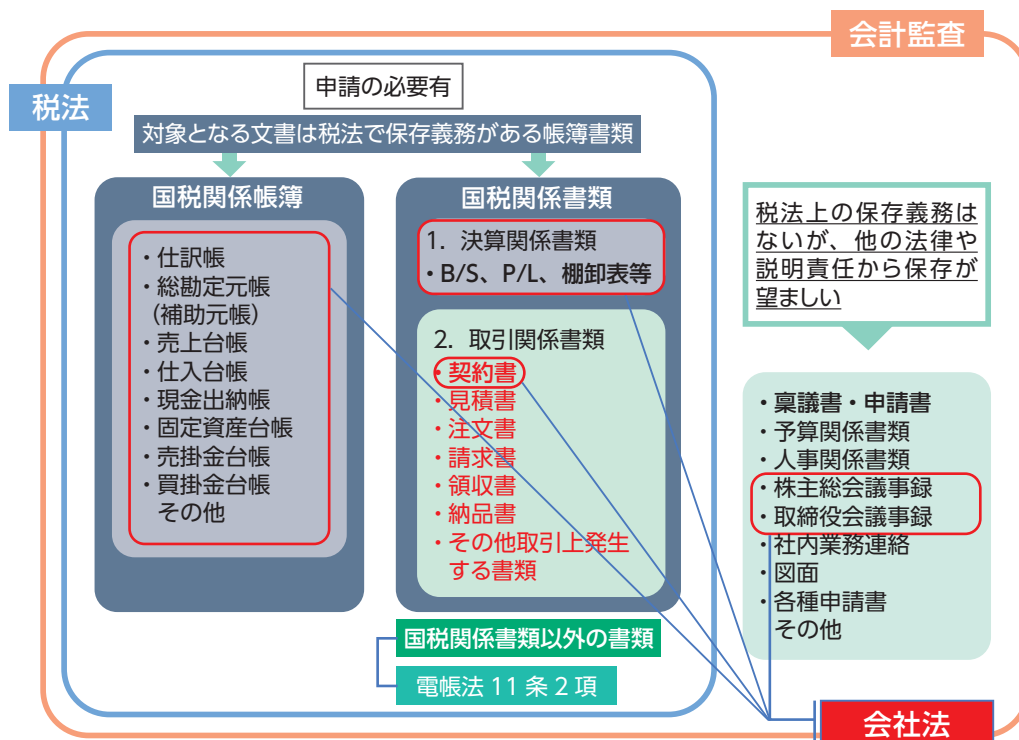
令和3年度税制改正で 国税関係帳簿書類の デジタル化が取り組みやすく

では、電子契約に係る書類をはじめとしたビジネス文書のデジタル化にはどのようなポイントがあるのかを解説していきます。そもそも、デジタル化の対象となるビジネス文書の種類は多岐にわたります。詳細は図1の「デジタル化の対象となるビジネス文書」をご覧ください。ただ、例えば、令和3年税制改正の規制緩和によって、法的要件の緩和が促進され、デジタル化が取り組みやすくなりました。

そこで、ここではその最大の法的要件となる電子帳簿保存法について紹介していきます。この法律に記載されている重点的な項目は「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等」、「国税関係

※1 資産担保証券。商業用不動産担保ローンや住宅ローンなどに関する貸付金銭債権などの資産を裏付けとして発行される証券の総称

図1 デジタル化の対象となるビジネス文書



書類の発行控」、「いわゆる スキャナ保存制度」、「電子取引に係る電磁的記録の保存義務」の4つとなります。それぞれの概要については、図2をご覧ください。既述した通り、令和3年税制改正によってこの法律は大幅に規制

緩和されており、「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等」、「国税関係書類の発行控」、「いわゆる スキャナ保存制度」について全て承認制度が廃止され、税務署への申請が不要となります。では、具体的にどのようなようにしてデジ

図2 電子帳簿保存法の概要

法4条1項	・ 国税関係帳簿の電磁的記録による保存等 ・ 国税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合、その電磁的記録を帳簿の備付けと保存に代えることができる
法4条2項	・ 国税関係書類の発行控 ・ 国税関係書類に関しても、最初から一貫して電子計算機で作成できるものに限り、その電磁的記録を紙書類の保存に代えることができる
法4条3項	・ いわゆる“スキャナ保存制度” ・ 国税関係書類のスキャナ保存、つまり紙を電子化データ（画像データ）にして保存することができる
法10条	・ 電子取引に係る電磁的記録の保存義務 ・ 所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない

タル化した文書を保管すればよいのでしょうか。まずスキャナ保存制度は国税関係書類のスキャナ保存、つまり紙の領収書、請求書等電子化データ（画像データ）にして保存することができるといいますが、それには税務上

の要件がいくつか定められています。具体的には、①真実性の確保（規則第3条第5項2号…速やかな入力、タイムスタンプ、スキャナ装置のスペック、訂正・履歴保存）、②見読可能性の確保（規則第3条第5項4号…ディスプレイ・プリンターのスペック、画像情報保持）、③関係書類の備付け（規則第3条第5項5号…文書管理規定、内部統制を確保した運用）、④相互関係性の確保（規則第3条第5項3号…スキャナ保存書類と国税関係帳簿との関連性確保）、検索機能の確保（規則第3条第1項5号…日付、主要な記載項目による検索機能）が求められます（これらの要件も令和3年税制改正で大幅に規制緩和がされています。後述）。

他方、「電子取引の取引情報」（インターネットやメール、EDI取引※2などの電子的な手段による取引情報）の電子保存に関しても注意が必要であり、こちらについては電子帳簿保存法第10条を遵守する必要があります。同条は「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」について定めたもので、①電子データとしての保存、②データを紙へ出力して保存、③同マイクロフィルムへ出力して保存、という3パターンを定めています（保存義務期間はそれぞれ7年）。

※2 受発注・出荷・請求・支払などの各種取引データを通信回線を通じて、企業間でやり取りする電子商取引の仕組み

では、これらのパターンについて、
具体的にどのような保存方法があるのか
を見ていきたいと思います。まず①の
場合は、④当該取引情報の授受後遅滞
なく、当該電磁的記録の記録事項にタ
イムスタンプを付すとともに、当該電

磁的記録の保存を行う者またはその者
を直接監督する者に関する情報を確認
することができるようしておくこと、
⑤当該電磁的記録の記録事項について
正当な理由がない訂正および削除の防
止に関する事務処理の規程を定め、当
該規程に沿った運用を行い、当該電磁
的記録の保存に併せて当該規程の備付
けを行うこと、⑥受領者が自由にデー
タを改変できないシステム（サービス）
等を利用すること、⑦発行者側でタイ
ムスタンプを付与することの4通りの
うち一つを選択する必要があります。

そして、②と③の場合は、国税関係
書類の保存に準じた方法（事業所在地
または納税地で7年保存、繰越欠損金
を利用する場合は11年）で保存するこ
とになりますが、この場合、電子帳簿
保存法施行規則第8条第2項によって、
紙の国税関係書類と同等の見やすいフ
ォーマットや明瞭度（判読不能な文字
等のない）が求められることになるの
で注意しなければなりません。ちなみ
に、①③のいずれの場合においても、

電子帳簿保存法第10条は「取引情報に
係る電磁的記録を保存しなければならない
」という義務規定となり、税務署
などへの申請は不要です。

その他にも、令和3年度税制改正は
電子帳簿保存法が大きく変わっていま
す。代表的なものをチェックするだけ
でも、先述した税務署への申請を全部
廃止（国税に関する電子書類）、改ざん
できない仕組みで保管すればタイムス
タンプは不要、取引情報を電磁的記録
で受領した場合に「書面で印刷し、電
磁的記録に代えるという措置」を廃止
といった内容が盛り込まれています。
個人的には取引情報を電磁的記録で受
領した場合に但し書き規定として認め
られていた「書面で印刷し、電磁的記
録に代えるという措置」の選択肢の廃
止が盛り込まれたことには大いに驚き
を感じました。先ほど電子帳簿保存法
第10条に関して、①電子データとして
の保存②データを紙へ出力して保存③
同マイクロフィルムへ出力して保存と
いう3つのパターンを挙げましたが、
この規制緩和によって②と③は除外さ
れることになるため、事実上、取引情
報の電子保存に関しては電子データで
の保存が必須となるわけです。これは
実に大胆な規制緩和であり、政府もい
よいよ本気でデジタル化を推進してい

こうという気概の表れであるように思
います。

振り返ってみると、日本において電
子署名が手書きの署名や押印と同等に
通用する法的基盤は、電子署名法とし
て2001年に施行されていますが、
その普及は遅々として進みませんでした。
他方、韓国では日本よりも電子署
名に関する法的基盤の整備が遅れてい
たにもかかわらず、電子署名の普及率
が既に90%以上に達しています。世界
的な生産性向上のトレンドに乗り遅れ
ないようにするためにも、コロナ禍の
ピンチをチャンスに変え、一刻も早く
こうした電子化を推進させていかなけ
ればならないと思います。

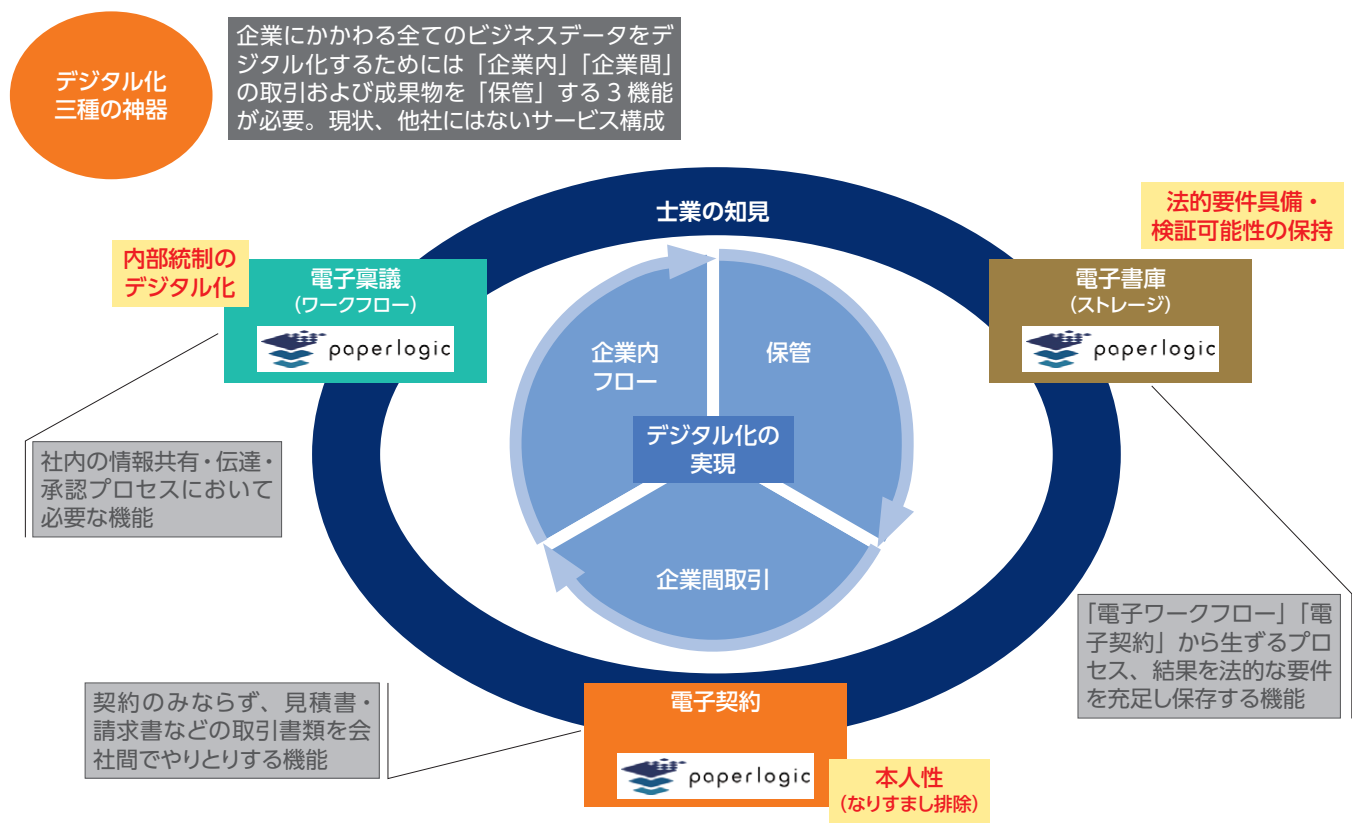
幅広い法的要件を満たした ペーパーロジックのサービス

ただし、社内や事務所内で一からこ
れらの法的要件を満たすシステムを構
築するのはなかなか難しい上に、コス
ト的にも大変です。また、ここでは主
に電子帳簿保存法について取り上げま
したが、デジタル化に関連する法律
はこの他にe-文書法、会社法など約
300にもおよび、依然として保存要
件が統一されていないという課題があ
ります。例えば保存が必要とされるビ
ジネス文書の非改ざん証明の期間をと

っても、税務書類は7年なので、タイ
ムスタンプの検証期間の10年内に収ま
り問題は生じませんが、建築に関する
設計図書は15年の保存期間が義務付け
られているため、タイムスタンプを付
与するだけでは要件を満たせなくなり
ます。こういった複雑性に鑑み、多く
の企業が「各部署の合意を得るのが難
しいので、デジタル保存への移行は先
送りにしよう」ということになってし
まっているのです。

そこで、当社では私自身が公認会計
士・税理士であることを生かし、「全て
のビジネスデータを対象に法的要件を充
足しデジタル化する」ことに注力してき
ました。そして「デジタル化三種の神
器」の電子稟議（ワークフロー）、電子
契約、電子書庫（ストレージ）と「ペ
ーパーロジック電子認証基盤」、「土業
による導入支援」などのメニューを取
り揃え、簡便かつ安全にデジタル化を
推進できる仕組みを整えました（図3）。
もちろん、それぞれの項目に関して
利便性や安全性の確保には徹底してこ
だわりました。例えば、電子契約に関
してはシーンに応じた電子のハンコ
の使い分けを実現。紙とハンコによる内
部統制システムは日本にしっかりと定
着しているので、電子のハンコにおい
ても印影イメージ、簡易署名・立会人

図3 デジタル化三種の神器



型（本人性の確認は当事者のメールアドレス認証）、実印型（当事者の本人確認を経て取得したPKI (Public Key Infrastructure / 公開鍵暗号基盤) 電子証明書）といった具合に、重要度などに応じて使い分けられるようにしました。当然、重要な電子契約にあたっては当事者の身元確認の手続きを経た実印型を用いるのが一般的となります。日本では電子署名があまり普及していませんが、当社のサービスであれば、ユーザー、相手先共にPKI電子証明書をサービス画面上から簡単に取得・利用することができるので、ぜひご活用いただきたいと思います。

また、紙の書類は鍵付きのロッカーに保存するのが一般的かと思いますが、ビジネス文書をデジタル保存する際はそれに相当する電子保管庫が必要になります。そこで、当社では電子帳簿保存法の保存要件を充足（税務検索性、会計帳簿との関連性、タイムスタンプ付与および一括検証機能など）したファイルストレージ※3も併せて提供しています（電子契約サービスには標準で付属）。

コロナ禍を境にして、会計事務所にも急速にデジタル化の波が押し寄せてきています。コロナ禍以前はほどほどの距離感でDX（デジタルトランスフォー

メーション）と向き合えばよかったわけですが、これからは行政や顧問先に対応するためにも電子契約サービスをはじめとしたデジタル化の推進は必須となります。しかし、そのことに危機感を覚える必要はありません。ツールがいかに変わろうが、契約に係るワークフローそのものが大きく変化するわけではないからです。要は公認会計士・税理士として、紙とハンコで適切に実践してきたことをデジタルにおいても実践すれば問題ないのです。実際、私自身もITに関してはもともと素人同然でしたが、紙とハンコによるワークフローや意義をシンプルにデジタルに置き換えることで、当社のサービスを確立できました。皆様には、改めてご自身のスキルや知見を認識いただき、電子契約サービスの導入・普及にあたっては顧問先を積極的に指導いただきたいと思います。

※3 電子データを長期間保管しておくための補助記憶装置

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で

2,000円分を
プレゼント!



QRコードからアクセスし、
ぜひお答えください!



常に顧問先企業の将来を見据えた 丁寧な経営支援を実践する!!

約半世紀にわたって山梨県富士吉田市の地域に根づいてきた堀内一雄税理士事務所。

将来を見据えた経営支援によって、数多くの地場企業を支えています。創業者である所長の堀内 一雄先生と次代を担う清水 学先生、堀内 慶子先生に事務所の強みや今後の展望を伺いました。

コロナ禍に立ち向かう 観光業と機械産業

—— 貴事務所のある山梨県富士吉田市
といえば、富士山に最も近い町」と
して知られる富士山観光のメッカです。
コロナ禍で全国的に観光業の落ち込み
が深刻化していますが、地元の景況感
はいかがでしょう。

堀内 一雄所長（以下、敬称略） 富
士吉田市の主要産業である観光業は、
2020年春の新型コロナウィルス
感染拡大以降、非常に厳しい状況にあ
ります。なにしろ昨年は史上初の夏山
閉鎖となり、山小屋も全て閉じてしま
いました。ただ、そんな中でもワーケ

ーション※誘致や特産品のネット販売、
オンラインイベントの開催など、行政
も民間事業者も試行錯誤しながらさま
ざまな策を打ち出し、難局を乗り切り
うと努力を続けています。

—— 観光業以外の業種についてはいか
がでしょう。

堀内 観光業とともに地場経済の柱と
なっているのが機械産業です。難易度
の高い先染め・細番手・高密度の技法
による織物は国内外で評価が高く、か
つては「ガチャマン（ガチャツとひ
と織りで1万円儲かる）」と言われたほ
ど景気の良い時代もあり、当事務所が
開業した1970年代にはほとんどの
顧問先が機械の関連事業者でした。そ

事務所 訪問

堀内一雄税理士事務所

所在地 山梨県富士吉田市上吉田5-6-14
TEL 0555-23-7588
設立 1974年
職員数 17名
<https://www.h-tax.jp>



富士吉田市

の後、海外から安価な織物が流入してきたことで一時は衰退しましたが、近年では2代目、3代目の職人がオリジナルブランドを立ち上げ、直販を展開する動きが活発化、勢いを盛り返して地域経済をリードしています。

未来会計の視点で 経営支援に取り組む

——1974年の開業から長い歴史を歩んできた貴事務所ですが、当初から変わらず掲げているコンセプトなどがありますか。

堀内 顧問先とにかく親切に丁寧に接し、個々の事業規模や状況に見合った目標を定めた上で経営支援を行ってきました。また、かつて郡是製糸(株)の経営顧問を務めた富士吉田市初代名



家庭、職場、顧問先との「和」が大切という堀内 一雄先生の思いから、何人とも同じ高さの目線で接することを表す「和光同塵」と書かれた額縁が飾られています

誉市民、川合信水氏が宗教家、教育家として大切にしていた「誠実に、完全に」を常に心がけています。

——現在、そうした事務所のコンセプトを引き継いで奮闘されているのが娘の堀内 慶子先生と、夫の清水 学先生です。それぞれ東京都内の会計事務所や税理士法人に数年間勤務した後、堀内 一雄税理士事務所に加わったそうですね。

清水 学先生(以下、敬称略) 13年前、2人とも税理士資格を取得し、結婚したタイミングで富士吉田市に居を移して当事務所に加わりました。

——東京都内と富士吉田市とは産業構造も経済環境も全く異なりますが、どんなギャップを感じましたか。

清水 都内では、顧問先企業の事業規模などに合わせていくつかのパターンに沿って経営支援を行っていたのですが、地方では高齢の経営者や小規模事業者が多いこともあり、経営上の数字に対する意識が人によって大きく異なるため、経営支援のニーズも千差万別です。そこで、当初からオーダーメイドのサービスを心掛けました。

——顧問先の経営支援では特にどんなことに力を入れていますか。

清水 経営者一人ひとりと、常に将来を見据えた話をするようにしています。

過去の経営数字については、意識の高い経営者であれば月ごとに出てくるさまざまな帳票から自身で把握できます。そこから自社の経営状況を読み解くことも可能です。大事なはその先、読み解いた数字をもとに今後の展開を考え、それを具体的な事業計画に落とし込むことです。こうした視点で、ここ数年は認定経営革新等支援機関として数多くの地場企業の経営支援に取り組んでいますし、コロナ禍にあつては事業再構築補助金を得るための事業計画策定支援にも力を入れています。

堀内 慶子先生(以下、敬称略) 清水

が言うように、常日頃から未来会計の視点で経営支援に取り組んできたおかげか、顧問先企業の経営者が不測の事態や景気変動に強くなっているように思います。事実、このコロナ禍にあつても何とか売上を維持しているところが多くなっています。

清水 ただ先日、ある建設業者を監査訪問した際、経営者が「来年、再来年には市場規模が半分になるかもしれない」と話していました。今後は税理士として、顧問先企業の売上が下がることを見据えて、いかにスモールビジネスで効率よく稼ぎ、キャッシュフローをまわして生き残るか、という視点での経営支援が求められています。

——そうした視点を事務所全体で共有していくことも大事だと思います。職員の方たちとの情報共有、教育についてはどのような工夫をしていますか。

清水 事業再構築補助金についての相談など、新たな課題が持ち上がった時には、少人数の委員会を立ち上げ、週1ほどのペースで勉強会を重ねています。

慶子 私のほうでは、毎月全職員と1対1でミーティングする時間を設けています。業務上の課題や悩みだけでなく、職場での人間関係やプライベートも含めて抱えているものをヒアリングし、一緒に問題解決に向けて目標を立てます。幅広い年齢層の職員がいますが、全員に気持ちよく働いてもらいたい、有意義な事務所業務を実践するためには大事なことだと思っています。

※「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方



約半世紀にわたって地域を支えてこられた堀内 一雄先生(右)と、次代を担う清水 学先生(中)と堀内 慶子先生(左)

地場企業を下支えする 会計事務所を目指す

——最後に、お三方それぞれ今後の展望をお聞かせいただけますか。

堀内 次代を担う2人は実に頼もしく、事業承継を順調に進めているところです。何よりもまずは健康第一、そして家庭の和、職場の和、顧問先との和を大事にこれからの事務所を引っ張っていったほうがいいと思います。

History & Story 税理士までの歩み

堀内 一雄先生

堀内先生の父は戦前から、日本の刑法学者で検事総長・大審院院長・司法大臣を歴任した林 頼三郎氏に師事した人物で、戦後間もなくから税務代理士（税理士の前身）として活躍したそうです。その背中を見て育った堀内先生は早くから税理士を志し、父の母校である中央大学商学部に進学。卒業後、しばらく地元の会計事務所で働いた後、1974年に税理士登録を果たし独立されました。

清水 学先生

学生時代は文学部史学科で学び、美術館などの学芸員を志していたという清水先生。慶子先生の影響もあって税理士の仕事に興味を持ち方向転換、大学院に進学して財政学を学ぶかたわら、税理士資格取得のための勉強に励むことに。そして数年間、都内の会計事務所に勤務した後、2007年に税理士資格を取得、慶子先生と結婚して富士吉田市の堀内一雄税理士事務所に入所されました。

堀内 慶子先生

慶子先生は幼い頃、父と顧問先とのやりとりに触れる機会があり、その時、どんな仕事かは分からないながらも「税理士は人に感謝される職業なんだ」と思ったそうです。そして大学に進学し、産業経営学科で会計経理全般を学ぶ中であらためてその職業としての魅力を知って税理士を目指すことに。都内の税理士法人に数年間勤務した後、清水先生と共に堀内一雄税理士事務所に入所されました。

清水 近年、「税理士の仕事はAIに

とってかわられてしまう」と言われていますが、この人手不足の時代の中でむしろAIをうまく活用しつつ「AIにできないことは何か」を実践していくことが求められています。「堀内一雄税理士事務所だから、あなただからお願いしたい」と言ってもらえる存在になれるよう、より一層邁進してまいります。

慶子 この十数年、私は資産税関係の

支援サービスの拡充に力を注いできました。中小企業経営者の高齢化が大きな課題となる中、早い段階で事業承継を見据え、自社株評価や土地利用の検討などの相続対策を進めておくことは非常に大事です。これから先そのニーズはさらに高まっていくので、地域における資産税関連支援のナンバーワンを目指したいですね。

——本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

エヌエヌ生命保険株式会社との 業務提携推進について

会員各位

本会は、ミロク会計人会連合会に集う会員税理士の事務所の発展と関与先企業の経営安定を目指し、各種事業を展開しているところであります。昨年より続いている新型コロナウイルス感染症の拡大は、1年経過しても未だ終息の目処が立たない状況であり、関与先企業は大きく影響を受け続けています。

また、昨年以上に会員税理士の皆様におかれましては、関与先企業から売り上げ低下による資金繰りの問題、金融機関との関係強化、事業計画の見直し、従業員への給与支払い・雇用の継続など多面的なニーズに日々ご対応されていることと思われます。

さらに、当該ウイルスは変異株が確認されるなど感染によるリスクは今まで以上に高まっております、財務リスクだけではなく生命のリスクも

高まるなど問題は深刻な状態であります。

そこで、中小企業経営者の最も身近なアドバイザーの役割を担っている会員税理士の皆様の情報とスキル・経験を遺憾なく発揮する事が求められている中で、中小企業仕立ての商品に特化しているエヌエヌ生命保険株式会社とミロク会計人会との業務提携推進を今後も継続・強化いたします。

エヌエヌ生命保険株式会社は、「中小企業サポーター」として、常に経営者やそのご家族・社員の声に耳を傾け、経営者と会社の今と未来を守る生命保険会社であることを目指しており、会員税理士の皆様の理念と重なる点が多い保険会社であると認識しております。

現在の状況は、数年前までは誰も予測ができなかった不透明な時代です。その中で関与先企業の繁栄や安定した事業継続をサポートするためには、改めて「リスクマネジメント提案」を行う必要があります。エヌエヌ生命から無償提



ミロク会計人会連合会

会長 金子 秀夫

供を受けている「リスク分析ソフト」を用いて、リスクの顕在化と事業継続のために必要な保障額の目安を確認していただくことは関与先企業の経営安定のためには有益な情報であり、是非会員税理士の皆様に活用をお勧めいたします。リスク分析を行い関与先企業の現状を把握したのち、その対策を実現するために、エヌエヌ生命の代理店登録を合わせてご検討ください。

コロナ禍の状況の中、ミロク会計人会の更なる発展、そして中小企業、ひいてはわが国の発展に寄与することを確信し、エヌエヌ生命と連携して事業内容の充実に努めて参りたいと存じます。

今後も会員税理士の皆様ならびに関与先企業の益々のご発展・ご活躍を祈念し、結びといたします。

令和3年6月吉日

ワインを通して知る

「^{ぶどう}葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—」の魅力

日本国内にある約300軒のワイナリーのうち、80軒以上ものワイナリーがある山梨県は国内最大の日本ワインの産地であり、日本のワイン発祥の地として知られています。なかでも、甲府盆地東部の峡東地域（甲州市・山梨市・笛吹市）は60軒以上もの特色あるワイナリーの集積地であり、2018年には「葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—」として「日本遺産」に認定されました。認定の背景や峡東地域におけるぶどう栽培、ワイン製造の歴史・文化などについて、山梨県庁観光文化部観光資源課の小林 江美子主査にお話をいただきました。

「日本遺産」に認定された
日本一のぶどう産地

本州のほぼ中央に位置する山梨県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山地など標高2000～3000m級の山々に囲まれており、その中心部に甲府盆地があります。周囲の山々が雨雲を遮り、梅雨や台風の影響を受けにくいため年間の降水量が比較的少なく、日照時間が長いのが特徴です。また、盆地気候特有の昼夜および夏と冬の寒暖差が激しく、風が弱いといった特徴もあります。

こうした自然環境を生かし、甲府盆地東部の峡東地域（山梨市、笛吹市、甲州市の3市の総称）では、ぶどうや桃といった果樹栽培が盛んに行われています。峡東地域におけるぶどう栽培の歴史は古く、その起りは奈良時代とも鎌倉時代とも言われています。そして、戦国時代から江戸時代にかけては竹を使った棚で栽培されるようになりました。もともとぶどうは乾燥を好む果物であるため、通風が良くなる棚栽培は生育に適していたのです。

明治時代になると、竹に代わって自由に加工できるワイヤーが導入され、どのような地形でも棚が作れるようになったことからさらに棚栽培が拡大。



「甲州市勝沼 ぶどうの丘」のテラスから望む山梨県峡東地域の全景

シャンデリアのようにぶらさがるぶどう。竹を使った甲州式棚栽培のおかげで、甲州は江戸中期には日本一の生産量を誇るようになった



ぶどう栽培からワイン醸造へ
独自の「葡萄酒文化」を醸成

屋根状に広がる葉の間からシャンデリアのようにぶどうの房がぶら下がる光景は実に美しく、まさにこの地域の原風景となっています。

一方のワインが日本で造られ始めたのは幕末のことです。その後、明治政府の殖産興業政策の一環として、ぶど



地元の子どもたちの登下校風景



主なぶどうの品種(①甲州、②巨峰、③甲斐路、④シャインマスカット、⑤デラウェア)

日本遺産の構成文化財となったワイナリーを探访

※見学・試飲の可否は各ワイナリーに直接確認してください。

●(株)ルミエール

笛吹市一宮町南野呂624 TEL0553-47-0207

1885年創業の老舗ワイナリーで、「石蔵発酵槽」を現在も使用する。石蔵発酵槽とは1901年に造られた歴史的な醸造設備で、当時まだなかったステンレスタンクの代わりに使われていた、花崗岩の石材を積み上げた地下発酵槽のこと。1998年に国登録有形文化財に認定されている。ワインツアーへの参加やワインの試飲も可能。



左:歴史が刻まれた石蔵発酵槽 右:ショップとレストラン「ゼルコバ」

●丸藤葡萄酒工業(株)

甲州市勝沼町藤井780 TEL0553-44-0043

1890年創業の老舗ワイナリー。かつては養蚕農家だったこともあり、当時の古民家を使ってワインを醸造している。ワイナリー見学はコロナ禍のため現在中止。ショップではワインの購入とテイスティングが可能。



ワイナリー外観

●勝沼醸造(株)

甲州市勝沼町下岩崎371 TEL0553-44-0069

1937年創業。2階に欄干を設けた建物が特徴で、その南側にはぶどう畑が広がっている。日本の固有品種である「甲州」を使ったワイン造りに特化しており、テロワールを生かしたワイン造りを目指す。ワイナリー見学ツアーは現在1500円コースのみ。テイスティングは可能だが、いずれも要予約。レストラン「風」は通常営業中。



ワイナリー外観

●原茂ワイン(株)

甲州市勝沼町勝沼3181 TEL0553-44-0121

創業1924年。明治時代に建てられた母屋を改装して、1階をワインショップに。越屋根(採光や煙抜きのための小さな棟が設けられた屋根)を持つ建物が特徴的で、軒先まで葡萄棚が広がっている。養蚕農家から醸造業に転じたという歴史を持つ。



左:ワイナリー外観 右:原茂(ハラモ)ワインのラインアップ

う栽培が盛んな山梨県で1876年(明治9年)に甲府城跡に勸業試験場が開設され、全国に先駆けて葡萄酒醸造所が開かれました。また、1877年(明治10年)には峡東地域にあった日本初の醸造会社が2人の青年をフランスに派遣し、本格的なワイン醸造に取り組みました。以来、多くの人たちが試行錯誤を繰り返しながらワインの醸造と普及に情熱を注ぎ、この地では独自の「葡萄酒文化」が形成され、定着していったのです。

例えば、1900年(明治34年)にはぶどう生産農家がぶどう価格の安定に取り組むために組合を組織し、ワイン醸造をスタート。組合員の間で冠婚葬祭はもちろん、日常生活でもワインを飲用する「葡萄酒愛飲運動」が始まり、ワインは農家にとって生活に密着した身近な飲み物となっていました。実際、山梨県ゆかりの作家、太宰治が甲府に逗留した際のことを書いた小説『新樹の言葉』には次のような一節があります。

「押し入れから甲州産の白葡萄酒の一升瓶を取り出し、茶呑茶碗でがぶがぶのんで、酔って来たので蒲團ひいて寝てしまった」

このいきいきとした描写は、峡東地域でワイン文化が浸透し、ワインが独自の飾らない楽しみ方で飲まれていた

ことを見事に表現しています。こうした農家中心のワイン文化が、現在の峡東地域における本格的なワイン醸造、そして日本一のワイナリー集積地の基盤となっているのです。

**ワインを核に地域の魅力を堪能
周遊・滞在型の観光地を目指す**

峡東地域では「地域の様々な資源を楽しみ、ゆったり滞在するワインリゾートの創出」をコンセプトに、峡東地域の3市と山梨県、地域の民間団体などで構成する「峡東地域ワインリゾート推進協議会」を2016年に設立しました。これは日本遺産への認



「甲州市勝沼 ぶどうの丘」の地下にあるワインカーヴには200種類以上のワインがあり、有料(1名1520円)で試飲ができる。TEL0553-44-2111



湯呑み茶碗で一升瓶ワインを飲む光景は、昭和の頃は日常的な光景だった



一升瓶ワインは、もともとワインボトルの生産がなかった明治時代に、日本酒の一升瓶を代用して使ったのが始まりと言われている

定（2018年）を視野に入れて、地域の歴史的魅力、ぶどうをはじめとした農業景観、それらを形作ってきた地域の文化財などにあらためて光を当て、地域に埋もれた観光資源の掘り起こしと活用を目的としたものです。現在は官民協働の下、ワインを核に多くの来訪者がゆつくりと地域の魅力を体感、堪能できる周遊・滞在型の観光地を目指した取り組みを推進しています。

その一環として、峡東地域では年間を通じてワイナリーや宿泊施設、観光施設などでワインにちなんださまざまなイベントを開催しています。例えば、毎年11月3日には山梨県産の新酒「山梨ヌーボー」が解禁となり、県内各地で新酒を楽しむイベントが開かれます。

また、自転車でぶどう畑沿いをサイクリングする「山梨フルーツライド」（例年8月下旬に開催、今年は開催未定）や峡東地域のワイナリーを巡る「ワインタクシー」の運行なども展開されています。

さらに、峡東地域特有のワイン文化は神事にまで及んでおり、笛吹市の一宮浅間神社では祭神の木花開耶姫命（このはなをくひのひめのみこと）が酒造りの神であることから、1965年（昭和40年）頃からワインの奉納を実施。県内ワイナリーの約半数に当たる40軒ほどが3月半ばに一升瓶ワインを奉納し、参拝者に御神酒としてワインが振る舞われます。また、今ではぶどうの豊作と良質なワインの醸造を祈願してコルク栓を供養する地域独特の

祭事もあわせて行われています。

峡東地域に点在する個性豊かなワイナリー

ワイナリーと一口にいても、その規模や個性は千差万別です。峡東地域のワイナリーも歴史のあるワイナリーから新規参入したワイナリー、大型観光バスにも対応できる大規模なワイナリーから家族経営の小さなワイナリーまで多士済々となっています。また、同じぶどうの品種で造られたワインでも産地や製法や生産者のこだわりによって、異なる個性が生まれるものももしろいところですよ。ぜひ、峡東地域の個性あふれるワイナリーを巡り、歴史や文化、生産者のこだわり、味の違いを楽しんでいただきたいと思います。

新型コロナウイルスの影響を受け、ワイナリーをはじめ、峡東地域の宿泊・観光事業者は大きなダメージを受けました。そのような中でも、多くのワイナリーがオンラインツアーやインターネット販売を始めた、感染対策を徹底し、参加人数を制限したワインイベントを開催したりと、さまざまな工夫を行いながら奮闘していますのでぜひ応援していただき、コロナ禍が収束したら、お越しいただきたいと思います。

ひとくちメモ

●日本遺産

日本の各地域にある伝統・文化・芸術などさまざまな魅力や特色をストーリーにまとめ、これを文化庁が認定するもの。2015年に開始されて以来、合計104件を認定（2020年7月現在）。「葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—」は2018年度に認定された。

●日本ワイン

100%国産ぶどうのみを原料とした国内醸造ワイン。ラベルに「日本ワイン」の表示とともに産地名やぶどうの品種名・収穫年などの表示が可能。これらの表示は日本ワインのみに許されている。

●国内製造ワイン

日本国内で製造された果実酒。上記の日本ワイン以外のワイン、すなわち輸入ワインや濃縮果汁などの海外原料を使用したワイン。ラベルに「輸入ワイン使用」「輸入濃縮果汁使用」などの表示が義務付けられている。

●山梨の主な醸造用ぶどう品種

生食・ワイン用兼用の「甲州」と「マスカット・ベリーA」は日本の伝統品種であり、山梨が日本一の生産量を誇る。また、この2品種が山梨県の生産量の大部分を占めている。

●峡東地域ワインリゾート推進協議会

峡東3市と山梨県、地域の民間団体（観光協会、ワイン関係団体、JA、宿泊事業者、2次交通事業者）などで構成されており、2016年に設立。昨年度には周遊ガイドマップなどを作成。

同協議会事務局：山梨県甲府市丸の内1-6-1山梨県観光文化部観光資源課内 TEL055-223-1573



峡東地域ワインリゾート推進協議会が制作する周遊ガイドマップや小冊子の情報はこちらから



「山梨フルーツライドin 峡東ワインリゾート」の様子。甲州市勝沼スタート&ゴールの全長45.7kmのコースを自転車で走るイベント。甲州市、山梨市、笛吹市の景色やフルーツを楽しむことができる



毎年10月の第1土曜日に開かれる「甲州市かつめまぶどうまつり」の夜空を焦がす鳥居焼き。甲州市にある多くのワイナリーが参加しており、甲州市産のぶどうやワインの無料サービスやステージでのイベントなどが楽しめる

ミロク会計人会の ミリョク

ミロク会計人会には、さまざまな会員メリットがあります。このコーナーでは毎回、その魅力を詳しくお伝えします。

会員限定で実務的な内容の 「オンラインセミナー」を公開

ミロク会計人会では、広報委員会監修のもと公式ホームページ（HP）からさまざまな情報を発信しています。

主な内容は本会の概要、沿革、活動概要、機関誌である本誌の紹介などとなっております。ミロク会計人会を広く知らしめるための情報を掲載しております。また、閲覧者の利便性向上に向けた改修を毎年行っており、近年ではトップページや好評の「オ

ンラインセミナー」ページなどのスマートフォン対応、他にもMJSのコラボレートサイトと連動しリアルタイムにセミナー情報を更新する機能などを実装しました。

上記の「オンラインセミナー」をはじめ、本会HPは「会員サービス」の機能を有します。「オンラインセミナー」

は、本会研修委員会が監修する、MJSシステム「ACELINK ZXP Pro」をより活用するための具体的なノウハウについての「実践セミナー」を中心とした研

修を、オンライン上で視聴できるというものです。研修委員の先生が、税務上の注意点を含め、具体的に解説します。また、使用する資料は研修委員会の監修で作成されているため、単なるシステムの操作マニュアルではなく、より実務的な内容になっています。

「オンラインセミナー」は随時最新のテーマで更新しており、2020年度においてはアクセス数ベースで次の動画が人気トップ3となりました。

ACELINK機能追加、 改良一覧など お役立ちコンテンツも充実

- ① 不整形地の評価（かげ地計算）
- ② 改正民法（相続編）と相続税
- ③ オンラインセミナー消費税率減税率・インボイス制度対策

研修編

他にも本会HPでは、「会計人会オピニオン」というページを設けており、上記の動画の公開情報以外にも、事務所の業務改善や顧問先への情報提供に役立つコンテンツが多数掲載され

ています。中でも情報ネットワーク委員会が監修した会計事務所の事業承継に関する記事、ITを活用した業務効率化の記事などは非常に有用です。本会HPを存分に活用ください。

なお、本会HPにログインするためのIDとパスワードは会員事務所単位で発行していますので、職員の方が直接サイトにログインすることも可能です。ID・パスワードがご不明の方は、サイト内のフォームから事務局にお問い合わせください。



上:スマートフォンに対応した画面
中央:オンラインセミナーのトップ画面
下:オンラインセミナーの視聴イメージ

業界ウォッチャーの トレンド情報 NOW

元税金専門紙・税理士業界紙の編集長である業界ウォッチャーが伝える、会計事務所業界関連の最新情報！旬な話題を読み、事務所経営や顧問先へのアドバイスにご活用ください。



税当局が富裕層の海外資産情報を集めていることは、よくご存じだと思います。

海外の税務当局と金融口座情報を交換するCRS（共通報告基準）もその一つです。国税庁から発表された令和元事務年度の受領数は、86カ国から約206万件でした。平成30事務年度は、74万件的受領数であったことから大幅増です。理由としては、従来は新規開設口座と口座残高1億円超の個人口座が対象となっていたのに対し、令和元事務年度以降は、これらに加え1億円以下の個人口座と法人口座も交換対象とされたからです。

CRSは、OECD（経済協力開発機構）で定めた非居住者に係る金融口座情報を、各国の税務当局間で交換する

File 14

CRS 富裕層の 海外資産情報把握は 206万件と大幅増



宮口 貴志 氏

税金・会計ニュースを他では読めない切り口で伝えるメディア「KaikeiZine」の編集長。税金の専門紙「納税通信」、税理士業界紙「税理士新聞」の元編集長で、現在は租税調査研究会の事務局長の傍ら、会計事務所ウォッチャーとしても活動。

「KaikeiZine」ホームページ ● <https://kaikeizine.jp/>

国際基準です。年1回行われています。地域別に国税庁が受領した206万件的情報は、アジア・オセアニアで約8割を占めています。

個人情報、収入情報などを調査

CRSの対象となる金融機関は、銀行だけでなく保険会社や証券会社も含まれます。交換される口座情報は、主として口座保有者の氏名・住所、納税者番号、預金、有価証券、資産性のある保険、組合の出資持分等に係る収入（利子、配当等の年間受取総額等）と12月31日時点の残高です。以下、簡単にまとめてみました。

- ・ 個人情報Ⅱ氏名、住所、生年月日、居住国、マイナンバー、口座番号
- ・ 収入情報Ⅱ利子、配当、株・社債の

- ・ 譲渡代金などの年間受取総額
- ・ 残高情報Ⅱ預貯金残高、有価証券残高などの口座残高

国税局の国際部門にいた国税OB税理士の話では、「『国外送金等調査』『国外財産調査』などの各種調査や、すでにKSK（国税総合管理システム）で管理・保有している資料情報などと併せて分析を行い、課税上問題があると見込まれる者を抽出し、税務調査を実施する」とのこと。「金融資産の残高情報は、海外の相続財産の申告漏れの把握だけでなく、金融資産から生じる利子・配当等から所得税の申告漏れの把握に繋がる」と言います。

そのため、「所得税調査に際しては、国外財産調査の記載内容とCRS情報の海外口座残高の突合により、国外財

産の記載漏れの発見をはじめ、相続税調査の際も、海外資産の申告漏れ把握の情報源として欠かせないものとなっている」と言います。

CRSの情報は定型化された情報であるため、さらに詳細な情報が必要な場合には、外国当局に情報提供を要請することができます。

CRSなどの活用で、国税当局の海外資産を持つ富裕層への調査は成果をあげ、令和元事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数149件と過去最高でした。さらに、非違1件当たりの申告漏れ課税価格（5193万円）も対前事務年度比127・8%と増加しています。

海外への資産隠しの把握に力を入れる国税当局にとっては、CRSが強力なツールになっています。

図 令和元事務年度におけるCRS情報の受領・提供の状況

	受領		提供	
	国・地域数	口座数(件)	国・地域数	口座数(件)
アジア・大洋州	15	1,630,421	11	373,870
北米・中南米	19	96,288	11	33,526
欧州・NIS諸国	41	299,313	38	64,129
中東・アフリカ	11	32,755	5	2,174
合計	86	2,058,777	65	473,699

出典：国税庁

会計人のリレーエッセイ

今回のリレーエッセイは趣向を変え、写真展風にしてみました。

「私の湘南からの 富士山写真展」

東京ミロク会計人会

神奈川県藤沢市鵠沼 鈴木 正芳



支部に入会し、広報部を担当。最初に広報誌の表紙を任せられ、それから写真を撮影するようになりました。湘南地区から富士山までの距離は直線で約70km。晴天で空気が乾燥している日の午前中くらいしか撮影できません。午後は雲がかかり見えなくなります。でも相模湾越しの富士山は、両裾野・山頂は誰もが描く富士山と同じです。日税連・本会等にも掲載されましたが、リクエストが圧倒的に多いのは、やはり富士山の写真です。



神奈川県逗子市 逗子海岸
「薄曇りの時の沈む太陽」



神奈川県藤沢市 辻堂海浜公園
「寒い日の朝は紫に朝焼け」



神奈川県横須賀市 秋谷立石
「岩・松・波そして富士山」



神奈川県藤沢市 江の島
「相模湾を快走 気持ちいい」



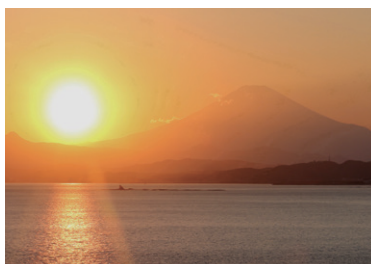
神奈川県藤沢市 江の島
「一年に数日の撮影日和」



神奈川県藤沢市 江の島
「稀な相模湾の波しぶき」



神奈川県二宮町 吾妻山
「短い満開の桜と富士山」



神奈川県藤沢市 江の島
「黄金に輝く夕日と光の道」



神奈川県藤沢市 江の島
「西の空に満月の月入り」

表紙の写真



「富士山と芝桜」
(山梨県南都留郡
富士河口湖町)

毎年春、富士山のふもとに芝桜が咲き誇ります。芝桜の花ことは「希望」であり、寒い冬を越え、活き活きと咲き誇る芝桜とムスカリやアネモネ、ツズジといった春の花々が、明るい未来への「希望」を表現します。アメリカ・CNNが発表した「日本の美しい風景31選」にも選ばれており、4月中旬から5月末にかけての「富士芝桜まつり」は、毎年賑わいを見せます。

MJSより

製品解説から経理体操まで
YouTubeで動画を配信中！



MJS YouTube
公式チャンネル

税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、
各社の商標または登録商標です。禁無断転載

ホームページにて本誌データを公開しています！こちらをご覧ください

ミロク会計人会

検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>

エヌエヌ生命は
「中小企業サポーター」
として
社長と会社の
今と未来をお守りします

代理店制度について詳しく説明を聞いてみませんか？

ミロク会計人会 会員の皆さまへ

エヌエヌ生命は会員の先生方を通じ、リスクマネジメント提案を関与先にお届けしている生命保険会社です。多くの先生方がエヌエヌ生命の代理店となり、制度を活用して関与先の様々なお悩みの解決を行っています。

「中小企業『仕立て』の商品」を、関与先のリスクマネジメントにご活用いただくことで代理店手数料収入を事務所経営にお役立てください。

🔔 関与先さまの事業継続に生命保険をご活用いただいています

- ✓ 資金繰りの改善
- ✓ 新しい損金区分での法人専用プラン
- ✓ ガンや介護状態における保障の充実
- ✓ 経営環境の変化に備えるプラン
- ✓ 保険金請求手続きの手厚いサポート

上記はご活用例の一部です。関与先の事業継続のプランやサービスをご活用いただいています。

中小企業「仕立て」の商品

🔗 <https://www.nnlife.co.jp/strengths/insurance>



エヌエヌ生命が会計事務所の信頼できるパートナーたる理由

🔗 https://www.nnlife.co.jp/agencies/tax_accountants



生命保険代理店制度にご興味をお持ちいただけましたら、右記 HP をご覧ください。 <https://www.nnlife.co.jp/agencies>



NN

中小企業サポーター

エヌエヌ生命